

地域密着型通所介護の基準条例（案）について

【条例制定の経緯】

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成28年4月1日に介護保険法が改正されることに伴い、地域密着型サービスに新たに「地域密着型通所介護」が創設されることとなりました。

現在の通所介護のうち、利用定員18名以下の通所介護は、平成28年4月1日以降は松山市内在住の方のみが利用できる地域密着型通所介護に移行します（常時看護師による観察が必要な方をサービス対象とする「療養通所介護（利用定員9名以下）」も同様です。）。

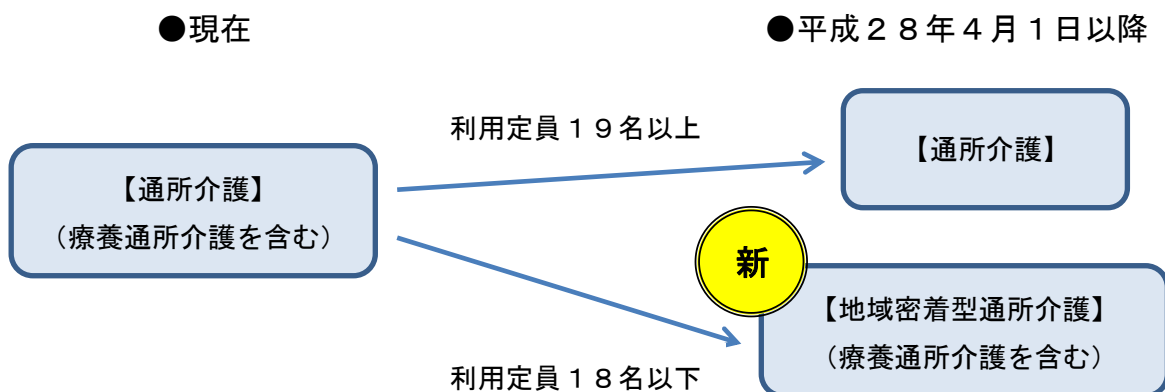
介護保険法上のサービスの基準は、厚生労働省令基準に基づき各自治体の条例で定められることとなっているため、この法改正に伴い、地域密着型通所介護についても基準を条例で定める必要があります。

○用語

「通所介護」…食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための機能訓練を日帰りで行うサービスで、市内に約200か所の事業所があります。松山市外在住の方も利用できます。一般的にデイサービスと呼ばれています。

「地域密着型通所介護」…利用定員18名以下の通所介護で、平成28年4月1日以降は地域密着型サービスに位置付けられ、利用者は松山市内在住の方に限定されます。※松山市外在住の方であっても、現在利用中の方は、平成28年4月1日以降も引き続き同じ事業所を利用できます。

「地域密着型サービス」…松山市内在住の方のみ利用できるサービスで、他に小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどがあります。



【改正する条例（平成28年4月1日施行）】

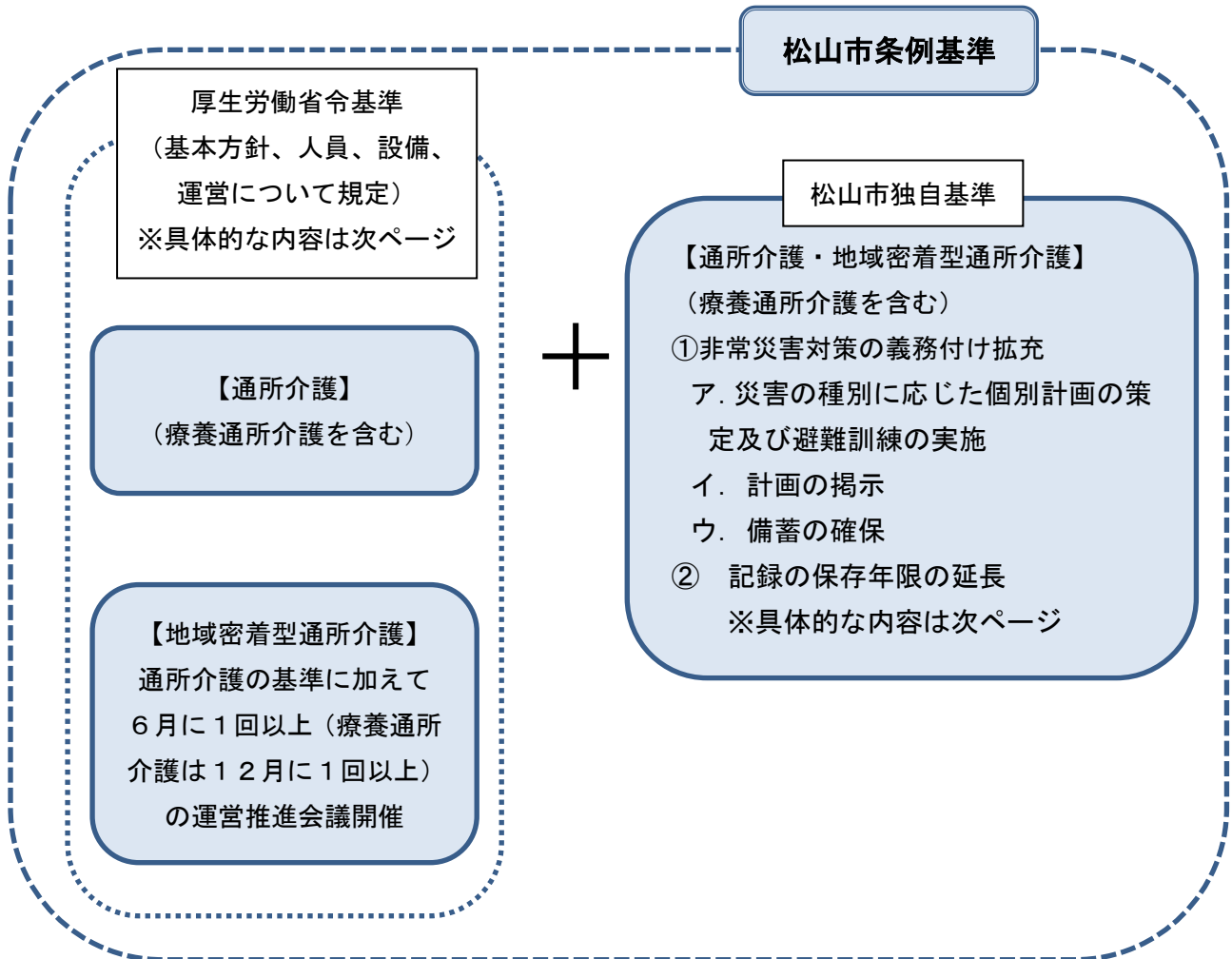
- 松山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号）

※他の条例で文言等の修正が必要な場合は併せて改正します。

【具体的な改正内容】

地域密着型通所介護の厚生労働省令基準は、現行の通所介護の基準に加えて、地域との連携や運営の透明性を確保するために、6月に1回以上（療養通所介護は12月に1回以上）の運営推進会議の開催が規定される予定です。このことに加えて、市の基準条例では現行の通所介護については、厚生労働省令基準に上乗せして①非常災害対策の義務付け拡充②記録の保存年限の延長を規定しているため、地域密着型通所介護についても同様の基準を規定します。

（平成28年4月1日以降のイメージ）



○厚生労働省令基準

基本方針…通所介護は利用者が可能な限り居宅で日常生活を営むこと、家族の負担の軽減を目指すことを規定

人員…生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の配置について規定

設備…食堂兼機能訓練室の広さ、相談室について規定

運営…内容や手続の説明や同意、利用料の受領、具体的取扱方針、運営規程、非常災害対策、秘密保持、記録の整備などについて規定（地域密着型通所介護については運営推進会議の開催についても規定）

○松山市独自基準

① 非常災害対策の義務付け拡充	
厚生労働省令基準	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
市基準	<p>ア. 災害の種別に応じた個別計画の策定及び避難訓練の実施 非常災害に関する具体的な計画については、当該事業者等の立地条件等から個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害）に応じて作成するものとし、災害の種別ごとの計画の策定に当たっては、災害の特性を考慮したものとする旨の規定を設ける。 また、策定した計画に沿って避難訓練を実施する旨の規定を設ける。</p> <p>イ. 計画の掲示 非常災害対策の具体的計画については、事業所等内の見やすい場所に掲示することを義務付ける旨の規定を設ける。</p> <p>ウ. 備蓄の確保 災害時にはライフラインが一時的に寸断される事態が予想されることから、非常事態に対応するため、非常食、飲用水、日用品等の備蓄の確保に努める旨の規定を設ける。</p>
独自基準を定める理由	東日本大震災の甚大な被害状況を教訓として現行基準の見直しは不可欠であることや、事業者等が防災対策を再検討する契機となることも期待できるため、事業者等に過度な負担とならないよう配慮しながら独自基準を規定する。
② 記録の保存年限の延長	
厚生労働省令基準	その完結の日から2年間保存しなければならない。
市基準	保存年限を5年とする旨を規定する。
独自基準を定める理由	地方自治法上の金銭債権の消滅時効である5年と整合を図る必要から、保存年限を変更する。

下記条例の通所介護と療養通所介護の基準に、運営推進会議開催の基準を規定して、地域密着型通所介護の基準条例を制定する予定です（下記条例は、松山市ホームページ「松山市条例・規則」に掲載しています。）。

○ 松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）